

平成 25 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	33	府 省 庁 名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立に伴う非課税措置の創設	
要望内容（概要）	<p>今年 5 月に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に向け、特定接種に係る健康被害救済給付や医療関係者に対する損害補償としての療養給付について、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>（ 1 ）地方消費税（消費税法施行令の改正） 特定接種に係る健康被害救済給付（医療費）に対する非課税 特定接種に伴う健康被害救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税を非課税とするもの（予防接種法等に基づく予防接種に伴う健康被害に対する健康被害救済給付と同様。） 医療関係者に対する損害補償としての療養給付に対する非課税 都道府県知事の要請に従い医療等を実施した者が、そのため疾病にかかる等した場合の療養給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税を非課税とするもの（同様の危機管理法制（災害対策基本法、国民保護法）においても同様の非課税措置あり。）</p> <p>（ 2 ）個人住民税（所得税法施行令の改正） 特定接種に係る健康被害救済給付（障害年金）に対する少額預金の利子所得等の非課税 特定接種に伴う健康被害救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る）の少額預金の利子所得等を非課税とするもの（予防接種法等に基づく予防接種に伴う健康被害に対する健康被害救済給付と同様。）</p>	
関係条文	新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 5～7 項、第 63 条	
減収見込額	（初年度）（ ）（平年度）（ ）（単位：百万円）	
要望理由	<p>（ 1 ）政策目的 （ 2 ）施策の必要性</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）では、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう各種措置を規定している。</p> <p>これらの措置に関連して、医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行うものとして登録を受けている事業者の従業員等へ実施する先行的予防接種（特定接種）に係る健康被害に対する救済給付の規定や、都道府県知事の要請に応じ医療の提供を行う医療関係者が死亡・負傷等した場合の損害補償の規定が設けられている。</p> <p>予防接種に係る健康被害救済給付や医療関係者への損害補償については、新型インフルエンザ等の発生時の円滑な対応を担保するとともに、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）等他の類似法において講じられている税制上の措置との均衡を図るため、所要の税制上の措置を講じる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標5) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること (施策目標1) 感染症の発生・まん延の防止を図ること
	政策の達成目標	-
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	-
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	-

税負担軽減措置等の適用実績	なし
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	なし